

第2次富谷市男女共同参画基本計画

(概要版)

計画期間：2026年度～2031年度



男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法 第2条第1項)

計画策定の趣旨

富谷市は、平成17年4月に施行された「富谷市男女共同参画推進条例」に基づき、平成31年3月に「富谷市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

これまでの取組や課題を踏まえ、国の「男女共同参画基本計画」及び「宮城県男女共同参画基本計画」を勘案し、「第2次富谷市男女共同参画基本計画」(以下「計画」という。)を策定します。

計画の位置づけ

- ・「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村計画です。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画と一体的に策定するものです。
- ・「富谷市総合計画」、その他の関連する分野別計画との整合性を図り、本市の男女共同参画を積極的に進めるものです。



計画の推進

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するとともに、性別にとらわれることなく、誰もが暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現を目指すため、市のすべての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。

また、市民、市民グループ、事業者及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における市民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。

富谷市総務部市民協働課

〒981-3392 富谷市富谷坂松田 30 番地
TEL 022-358-3250 / FAX 022-358-2259
E-mail kyoudou@tomiya-city.miyagi.jp

男女共同参画の推進に関する施策

基本目標 1 社会全体における男女共同参画の実現

施策の方向と項目

- (1) 意思決定過程への女性の参画促進
 - ◆ 審議会等委員の女性登用の推進
 - ◆ 市役所での管理職等への女性登用の推進
- (2) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実
 - ◆ 男女共同参画に関する普及啓発活動の実施
- (3) 相談体制の整備・強化
 - ◆ 人権及び男女共同参画に関する相談体制の推進

	項目	目標値 (R13年度)	現状値 (R7.4.1現在)
成果目標	審議会等委員への女性登用率 (地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会等委員)	50%維持	53.5% (180条の5関係35.0%, 202条の3関係54.9%)
成果目標	市役所の管理職に占める女性割合	40%以上	34.1%

基本目標 4 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現

施策の方向と項目

- (1) 男女共同参画に関する理解の促進
 - ◆ 人権及び男女共同参画に関する理解の促進
- (2) キャリア形成を支援する情報提供及び意識啓発
 - ◆ キャリア教育の実施
- (3) ESD(持続可能な開発のための教育)の推進
 - ◆ ESDの推進及び平和、異文化理解教育の推進

	項目	目標値 (R13年度)	現状値 (R7.4.1現在)
成果目標	ユネスコスクールによる国際交流	5	0
成果目標	子どもの権利についての認知度 (名前も内容も知っている割合)	就学前児童保護者：50.0% 小学生児童保護者：40.0%	R5年度 就学前児童保護者：40.5% 小学生児童保護者：30.7%

基本目標 2 職場における男女共同参画の実現

施策の方向と項目

- (1) 職場における女性の参画の促進 女性活躍推進法に基づく推進計画
 - ◆ ポジティブ・アクション(女性の参画を促進する取組)の普及啓発
 - ◆ 安心して働くことができる環境づくりの促進
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進 女性活躍推進法に基づく推進計画
 - ◆ 仕事と家庭の両立に関する意識啓発
 - ◆ 育児・介護休業制度の普及啓発及び制度を利用しやすい環境づくりの促進

	項目	目標値 (R13年度)	現状値 (令和6年度)
成果目標	市役所の男性職員が取得できる育児に係る特別休暇の取得する割合	100%維持	100%
成果目標	市役所職員の年次有給休暇の平均取得日数	18日以上	13日

基本目標 5 地域における男女共同参画の実現

施策の方向と項目

- (1) 地域活動における男女共同参画の促進
 - ◆ 地域活動への参画促進のための環境整備
- (2) 多様な視点を取り入れた防災の推進
 - ◆ 多様な視点での防災意識の啓発及び安心・安全の確保

	項目	現状値 (R7.4.1現在)	備考
参考指標	町内会長に占める女性の割合	10.2%	宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告
参考指標	小・中学校のPTA会長に占める女性の割合	小学校75.0% 中学校60.0%	宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告

基本目標 3 家庭生活における男女共同参画の実現

施策の方向と項目

- (1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発 女性活躍推進法に基づく推進計画
 - ◆ 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供
- (2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実 女性活躍推進法に基づく推進計画
 - ◆ 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供
- (3) 配偶者・パートナーに対する暴力の根絶 DV防止法に基づく基本計画
 - ◆ 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
 - ◆ 関係機関との連携・協力による相談・支援の充実

	項目	目標値 (R13年度)	現状値 (R7.4.1現在)
成果目標	保育園待機児童数	0人	0人
成果目標	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人

